

京都市告示第 449 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 29 年 11 月 15 日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都駅八条口タクシー待機場	京都市伏見区竹田向代町 5 1 番地の 5 京都タクシー業務センター	平成 29 年 11 月 15 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
京都駅八条口貸切バス乗降場及び京都駅八条口貸切バス臨時降車場	東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号 タイムズグループ	同 上

(都市計画局都市企画部都市総務課)